

議案第16号

兵庫県市町村職員退職手当組合同約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、兵庫県市町村職員退職手当組合同約を、別紙のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

加西市長 高橋 晴彦

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「3年」を「4年」に改める。

別表第1号表中「、丹波少年自然の家事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(審議資料)

丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う脱退及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期の改正に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合格約を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求めるもの。